

浜田市庁舎等照明LED化業務公募型プロポーザル仕様書

1 業務の名称

浜田市庁舎等照明LED化業務

2 仕様

(1) 規格・品質について

ア LEDメーカーは日本国内とし、(一社)日本照明工業会の会員であること。

イ 全て新品であること。

ウ JIS規格において、必要照度が定められている施設又は部屋については、必要以上の照度が確保できる器具、JIS規格に定めがない場合については、既設照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とし、著しく意匠が変わらないものであること。

エ 耐久性の高い機器及び40,000時間以上の寿命の光源(LED)を使用すること。

(2) 保守期間

交換した製品及び改修部分の無償保守期間は5年以上とする。

(3) 消費電力及びCO2排出量削減について

照明LED化後の年間消費電力量及びCO2排出量の削減を実現できる提案であること。

(4) 提案見積金額について

ア 5年間(60か月)を基本とする賃貸借契約とする。※ 長期継続契約

イ 見積提案に当たっては、照明LED化に係る調査設計、施工、施工管理及び関連業務並びにリース期間中における照明LED化設備の維持管理業務の全てを含んだ金額とし、施設ごとに費目等の詳細を記載し、総額41,262千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限として積算すること。

ウ 賃貸借期間満了後に、市への所有権の移転(無償譲渡)を行うこと。

なお、期間満了後、無償譲渡することから、賃貸借期間中の物件の固定資産税は賃貸借料に含まないものとする。

(5) 実施に伴う条件等

ア 設置場所ごとに適切な照度とするなど、費用対効果の最も高い設備とすること。

イ 環境負荷の少ない設備を採用すること。

ウ 今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。

エ 作業に当たっては、既存照明器具の再利用を原則としてLED照明に取り替えること。また、劣化したソケット及び配線については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。ただし、提案において、器具本体の交換を提案することも可とする。

- オ 契約手続に要する経費については、全て受託者が負担すること。
- カ 交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、受託者は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。
- キ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、別途協議して定める。
- ク 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、地元業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ケ 必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- コ 同様の自治体における公共施設の照明LED化業務を過去に請け負った実績があること。※ 同規模の工事を請け負った証明として契約書等の提出が出来ること。
- サ 施工管理及び保守については、「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」（（一社）日本照明工業会）を遵守すること。
- シ 作業にあたっては、施設内の業務に支障のないよう十分配慮すること。
- ス 関連法令を遵守すること。
- セ 上記各項目に伴い数量等を変更する場合も、変更契約はしないこととする。

3 施設機器一覧及び施設参考図面

- (1) 参加資格があると認められた者に別途電子メールで送付する。
- (2) 施設機器一覧：エクセルデータ
記載例

施設名			電力契約				
■■			■■				
No.	場所	既存照明	月間点灯(h)	数量(個)	消費電力(W)	電力量(kWh/月)	安定器(台)
■	■■	■■	■■	■■	■■	■■	■■

・施設参考図面：PDFデータ

4 その他

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。